

シリーズ：進化し続ける産総研のコーディネーション活動 (第58回)

技術移転 -皆さまとともに、皆さまのために-

技術移転マネージャー なかま けんいち
仲間 健一

技術移転マネージャーへの道

産総研の技術移転マネージャーとして、ナノテクノロジー・材料・製造分野の技術移転を担当しています。民間企業で、マイクロオプティクス、ガラス材料、微細加工、光通信や光計測デバイスの研究開発、マーケティング、研究企画、技術戦略や知財戦略の策定、光受動部品の標準化活動などの業務に従事したのち、当時の経済産業省の認定TLO（産総研イノベーションズ）で産総研の技術移転業務に従事し、2010年4月から知的財産部技術移転室に所属しています。

技術移転マネージャーとしてのパッション

産総研は、その研究成果を知的財産化し、企業の皆さまにライセンスしてビジネスに活用いただくことによって、社会に貢献することができます。技術移転マネージャーの仕事は、産総研の研究者が創生した技術シーズとビジネスニーズとが出会い、知り合い、結ばれるプロセスをお手伝いする仕事です。産総研の知的財産を活用して企業の皆さまが新しいビジネスで大きく発展されること、そして「産総研からライセンスを受けて本当に良かった！」と笑顔になっていただくことがこの上ない喜びです。

技術移転活動の実際

産総研では、産総研の知的財産を活用してビジネスを展開する企業の皆さまと「実施許諾契約」を締結し産総研の知的財産をライセンスしていますが、論文やホームページなどでの発表や特許公報などの公開情報だけで知的財産活用の可否を判断するのはとても難しいことです。そこで産総研では、現

在の産総研の技術で作製した研究試料を試験的に評価していただくための「研究試料提供契約」、これまでに産総研で蓄積してきた技術ノウハウのフィージビリティを企業の現場で素早く評価していただくための「技術情報開示契約」、事業化検討のための営業マーケティング活動などに向けて産総研の知的財産を利用できる「オプション契約」などの技術移転スキームを準備しています(図1)。

私たちは、技術相談などの機会を通じて産総研の技術シーズとビジネスニーズとの距離感を把握し、これらの技術移転スキームを組み合わせることで最小の投資で最大の成果が得られるように、企業の皆さまと研究者の間に立ってさまざまな提案と効果的な契約で総合的に貢献しています。また、産総研との共同出願特許に関しては企業の皆さまの事業に特化した(競争領域)特許については共有者の意向を重視した「共有特許実施契約」を締結して独占的に活用いただくこともできますので、産総研単独の知的財産や汎用的・基盤的に利用できる(共通基盤領域)特許の非独占的な「実施許諾契約」とともに、知財アセットとして安心してご活用いただけるよう、積極的に協力しています。

今後の技術移転活動に向けて

産総研の技術移転スキームも日々進化していますが、事業は人なりと言われるように、技術移転の成功は企業の皆さまと産総研の研究者との信頼関係と相互理解があってこそ、と感じています。「お役に立てる産総研の技術移転」をモットーに奉仕の精神でこれからも、皆さまとともに、皆さまのために、技術移転活動を進めていきたいと思えます。

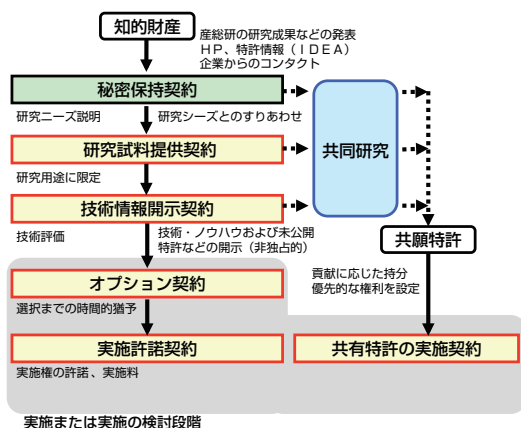


図1 産総研の技術移転プロセス



図2 打ち合わせ中の筆者